

Web Appendix 1 4. 1 自己資本比率規制以外の健全経営規制

【1 4. 2. 2 節, P330】

ここでは、金融機関の健全性を保つために行われる健全経営規制について説明します。健全経営規制の代表は、1 4. 2. 2 節で説明している自己資本比率規制ですが、ここではそれ以外の健全経営規制を紹介します。

A 1 4. 1. 1 負債型証券に関する健全経営規制

金融機関の資産保有を制限する健全経営規制のうち、負債型証券の保有に関して課されるものの1つが大口信用規制です。この規制は、貸出や社債など負債型証券を保有したり、保証を行ったりして信用リスクを負担する場合に、一借手あたりの信用供与額（貸出額や保証を受諾する額の合計）に制限を課す規制です。¹ つまり一人の借手に貸し込まないための規制、十分な分散化を促すための規制が大口信用規制です。日本では銀行に対し、一借手あたりの信用供与額を金融機関の自己資本の一定割合以下に抑える、という規制が行われています。²

A 1 4. 1. 2 株式型証券に関する健全経営規制

負債型証券よりもよりリスクの高い株式型証券の保有に関しても規制があります。まず銀行は株式等の保有制限として、保有している株式の総額が自己資本の基本的項目（Tier 1）を上まってはけません。³ また、株式保有に関する制限は、個別の企業の株式に関しても定められています。銀行は本業以外の事業により健全性を損なうことがないように、5%を超える議決権を持つような形で事業会社の株式を保有できない、という議決権保有制限（いわゆる5%ルール）を課せられています。この議決権保有制限は、株式保有を通じて他の（金融以外の）業務を禁止する、という側面もありますから、業務分野規制（1 4. 2. 1 節）の役割も果たす規制です。ただし、この制限は子会社の証券会社が業務として保有する株式や、投資専門の子会社を通じて保有するベンチャー企業の株式等は例外とされています。また、最近では金融と情報通信技術を組み合わせたフィンテックと呼ばれるサービス（8. 2. 1 節参照）の提供に関し、この制限が銀行と情報通信技術に長けた事業会社（ベンチャー企

¹ 大口信用規制は大口融資規制と似ていますが、後者は信用全体の額ではなく貸出額だけに課される規制です。

² 負債型証券の保有に関する規制には、バブル期末期に行われた総量規制と呼ばれる規制も含まれます（1 4. 2. 2 節参照）。これは、当時不動産価格の上昇を背景として加熱していた不動産業向け貸出について、特定の業種に対する貸出の割合が高すぎることを懸念した大蔵省が出した通達（1990年3月）で、不動産業向け貸出額の増加率を総貸出額の増加率以下に抑えるように求めたものです。直後にバブルが崩壊したことから、この規制はバブル崩壊の引き金になったといわれています。なお、同じく「総量規制」と呼ばれる規制には、多重債務問題を防ぐための、貸金業者向け総量規制もあります（→8. 3. 2 節, コラム 8-3）。

³ 銀行が株式を保有すること自体を禁止している国もあります。

業等)との連携を阻害したため、法改正が行われて銀行がIT企業を傘下に収めることも可能になりました。

A14. 1. 3 その他

以上は金融機関の資産保有に関する規制であり、金融機関が保有する資産と負債を表すバランスシート(貸借対照表:14. 2. 2節参照)の左側に制限を課すものですが、健全経営規制にはバランスシートの右側、つまり負債に制限を課すものもあります。本文14. 2. 2節で紹介している自己資本比率規制はその典型です。⁴ また、貸借対照表に記載される資産と負債などストック(Column 11-1参照)の財務数値ではなく、損益計算書と呼ばれる書類に記載される、収益や費用といったフローの財務数値も用いて制限を課すような健全経営規制もあります。その1つの例が、14. 4. 2節(表14-5)で紹介しているマクロプルーデンス規制の1つである、DTI規制です。

A14. 1. 4 ナローバンク

なお、バランスシートの資産側のリスクを制限する規制の極端な形として、ナローバンク(狭義銀行)と呼ばれる考え方が提唱されています。決済に用いられ、零細な預金者の限られた資金運用手段でもある、預金を提供する金融機関(銀行)には、特に経営の健全性が求められます。そこで、銀行には株式だけでなく貸出等も含めてリスクの大きな資産の保有(資金運用)を全て禁止し、現金や国債、中央銀行預け金など安全な資産の保有だけを認める、という考え方がナローバンクです。

ナローバンクは破綻の可能性が低いため、金融危機につながるような問題を引き起こす可能性もなく、リスクの面から見て理想的な銀行だといえます。しかし、せっかく集めた預金を安全資産以外には投資させない、というのは、危険資産も保有している現在の一般的な銀行の姿からするとあまりにかけ離れており、現実的ではありません。また理論的にも、ナローバンクはリスクに関する資産変換(8. 4. 2節参照)を禁止することを意味します。このため、ナローバンクはあくまで考え方として触れられるにとどまっています。ただし、郵便貯金制度を前身とし、企業向け貸出を禁止されているゆうちょ銀行(Web Appendix 8.2参照)など、リスク資産をあまり保有しない銀行も現実には存在し、こうした銀行はナローバンクに近いといえます。

⁴ 預金取扱金融機関に対する自己資本比率規制と同様に、保険会社にも保険の提供によって負担しているリスクに見合った支払い能力(支払余力と呼ばれます)を持つよう、ソルベンシーマージン比率規制と呼ばれる規制が課せられています。